

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	個別に会計基準及び解釈指針を金融庁長官が承認し、指定国際会計基準とする方式自体に異論はないが、今後、国際会計基準及び同解釈指針の発行・改訂の度に連結財務諸表規則を改正することになると思われるので、連結財務諸表規則の改正は速やかに実施し実務上の齟齬が出ないように配慮願いたい。	指定国際会計基準は、国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、また、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものについて、所要の手続（連結財務諸表規則ガイドライン93）を経て、金融庁長官が告示で指定したものとされており、この手続には一定の時間を要します。 したがって、半年間等、期間を区切って指定の手続を行うことを考えていますが、会計基準等の内容等によっては、パブリックコメント手続の省略も含め、期間を短縮するなど、適切に対応致します。
2	指定国際会計基準については、「〇年△月×日迄にIASBより公表されたもの」という特定方法ではなく、「貸借対照表日迄にIASBより公表されているもの」とする等、都度改正の手続が不要となるように改正すべきと考える。一口に国際会計基準と言っても国や地域によって基準差異（一部カーブ・アウトやカーブ・インの存在）や適用時期の相違（Endorsementの手続の存在など）が存在することにより、財務諸表作成者に不便が生じている現状を踏まえ、少なくとも我が国ではIASB版国際会計基準をそのまま受け入れるように要望したい。	会計基準は、投資者に対して適切な財務報告が行われることにより、その役割が果たされることとなります。したがって、国際会計基準の開発及び改定の手続・内容やその議論を十分に注視・精査することが必要です。 このような観点から、国際会計基準のうち、所要の手続（連結財務諸表規則ガイドライン93）を経て、金融庁長官が告示で指定したものを指定国際会計基準としています。
3	IFRS第9号について、欧州委員会（EC）ではEndorsementを先送りしているにもかかわらず、我が国では指定国際会計基準に追加するとの結論に至った議論の過程を明らかにして頂きたい。また、仮にECでIFRS第9号の導入が否決された場合、我が国においても柔軟に対応い	指定国際会計基準は、国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、また、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものについて、所要の手続（連結財務諸表規則ガイドライン93）を経て、金融庁長官が告示

	ただきたい。	で指定したものとされています。
4	<p>国際会計基準第9号「金融商品」について、指定国際会計基準とすることの是非を判断するには、現時点において以下のような課題があると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9号「金融商品」と第4号「保険契約」フェーズⅡ両基準の整合性の確保が重要 ・第4号フェーズⅡは、公開草案が公表されておらず、第9号は、「金融負債の認識及び測定」、「減損」及び「ヘッジ会計」が検討中である ・第9号では公正価値の事後的な変化をその他包括利益で認識した持分金融商品に関してリサイクリングが容認されておらず、純利益の内容を変質させることが懸念されるなど、 <p>両基準が検討中であることから、第9号の内容の妥当性を含め、両基準の整合性等が最終的に確保されるか否かの判断が現時点では下せない状況にある。</p> <p>したがって、今回の指定国際会計基準の拡大に関しては、日本における国際財務報告基準の適用が任意であることに加え、国際財務報告基準におけるIFRS第9号の適用自体も当面は任意であるものの、将来的にIFRS第4号フェーズⅡが基準化され、日本における指定国際会計基準化の検討がなされる際、及び日本におけるIFRS強制適用等の検討の際には、IFRS第9号に関してIFRS第4号フェーズⅡとの整合性という視点等を踏まえた検討が必須であると考えている。</p>	<p>国際会計基準の改定等には、年次改善等、比較的軽微なものもあり、このようなものについては、パブリックコメント手続を行わずに、公表後速やかに告示指定することも考えられますが、IFRS第9号については、関係者への影響が大きいものと考えられたことから、パブリックコメント手続も行った上で、告示指定をしました。</p> <p>なお、指定国際会計基準の指定については、会計基準間の整合性の点も含めて検討するものです。</p>
5	<p>IFRS第9号は適切なデュープロセスを経て、日本の戦略的投資株の実態や配当P/L計上に関する日本からの要望に配慮した規定として作成されており、指定国際会計基準として受け入れることは適切であると考えている。また、日本において国際会計基準を早期任意適用しようとしている企業にとって、もしIFRS第9号を適用できなければ、一旦IAS第39号にて移行措置を行った後、改めてIFRS第9号に移行することとなるので、IFRS第9号を現時点で選択可能とすることは重要な意味を持つと考えられる。</p>	
6	<p>国際財務報告基準（IFRS）第9号を指定国際会計基準とすることについて、IFRSの最大のユーザーであるEUの承認が延期されていることから、慎重な検討が必要であるものの、早期にIFRSを任意適用しようと考えている企業が存</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

	<p>在すること、また日本の会計戦略等を勘案して、EUに先行して承認することも可能であると考え。</p> <p>国際会計基準審議会（IASB）で検討が進められている「金融負債の認識及び測定」、「償却原価及び減損」等をはじめとする会計基準が開発段階にあることから、現時点でIFRS第9号の妥当性を適切に判断できない状況にある。このような状況を踏まえれば、企業会計審議会の「中間報告」に示されているように、2012年の強制適用の判断、すなわち、IFRSが我が国の商慣行、企業の実態を適切に反映したものになっているかどうかを検討する中で、改めてIFRS第9号、及び関連の深い基準との関係を総合的に検討することが必要である。</p>	
--	--	--